


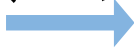
事業者の取組の評価基準

評価項目

(※)点数は、1000点満点とした場合の例です。(以降のページも同様)


評価項目 (※1)	評価内容	「有」の場合の配点 (※)	最高得点
1	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	20	20
2	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無	10	20 (※2)
	② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無	20	
	③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無	10	
3	① 障害者の雇用の有無	10~20	20 (※3)
	② 障害者職場実習の受入実績の有無	10	
	③ 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	10	
4	① 協力雇用主登録の有無	2	20 (※4)
	② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	20	
5	環境に配慮した事業活動の状況	20	20
6	人権意識の向上に係る取組の状況	20	20
合計 (最高得点)			100 (※5)


2ページへ 

3、4ページへ 

5、6ページへ 

7ページへ 

8ページへ 

9、10ページへ 

- (※1) 建設工事の請負契約については評価項目1、3、4のみの評価となります。
この場合、評価項目3については、障害者の雇用の状況のみを評価します。(法定事業者については、法定雇用率の達成)
- (※2) 評価内容により重複しての加点を行わないため、最高20点となります。
- (※3) ①~③すべてで加点基準を満たした場合であっても、最高20点となります。
- (※4) ①と②の両方の加点基準を満たした場合、②のみでの加点となるため、最高20点となります。
- (※5) 評価項目1~6すべてにおいて最高得点(20点)であった場合でも、合計は100点となります。

評価内容

評価項目1＜奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無＞

評価基準

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録(※)の有無

(※)奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する、奈良県内に本店又は事業所のある企業の登録制度

- 登録あり・・・20点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
- 登録なし・・・加点なし

提出書類

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新) →11ページへ

評価項目2＜女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況＞

評価基準

【2-①】 なら女性活躍推進倶楽部登録の有無

- 登録あり・・・10点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
- 登録なし・・・加点なし

※2ページの1(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録)、2-②、及び2-③に該当する場合、重複しての加点はありません。

【2-②】 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無

- 認定あり・・・20点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合)
- 認定なし・・・加点なし

※ 2ページの1(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録)において、申請時の取組内容が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合は、重複しての加点はありません。

【2-③】 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無

(計画期間が満了していない行動計画に限ります。また、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とします。)

- 策定あり・・・10点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに策定のある場合)
- 策定なし・・・加点なし

※ 2ページの1(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録)において、申請時の取組内容が本評価内容に係るもののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加点はありません。

提出書類

【2-①】

なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書の写し(3年毎更新)

【2-②】

認定通知書の写し

【2-③】

一般事業主行動計画策定届の写し(労働局に届出を行ったもの)

評価項目3＜障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況＞

評価基準

【3-①】 障害者の雇用の有無

＜法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)＞

- 障害者雇用率3.5%以上 ……20点加点
- 法定雇用率を遵守 ……10点加点
- 法定雇用率を遵守していない……加点なし

＜その他の事業者＞

- 障害者の雇用あり ……20点加点
- 障害者の雇用なし ……加点なし

【3-②】 障害者職場実習の受入実績の有無 (1回あたりの実施日数が3日以上であり、かつ、以下の場合が対象となります。)

- ① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
- ② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

- 受入実績あり……10点加点(入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において受入実績のある場合)
- 受入実績なし……加点なし

【3-③】 障害者就労施設等(※)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無

(※)

(契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含みます。)

- ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
 - オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - キ 在宅就業障害者
 - ク 在宅就業支援団体
- ② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

- 年額10万円以上の発注実績あり……10点加点(入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において発注実績のある場合)
- 発注実績なし ……加点なし

提出書類

【3-①】

＜法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)＞
障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)

＜その他の事業者＞
第1号様式 →12ページへ

【3-②】

障害者の職場実習実施日、支援機関等が確認できる書類(第2号様式(※)又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報(作成者を明らかにしたもの)等の写し)

(※)第2号様式 →13ページへ

【3-③】

第3号様式(※)及び添付書類(契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)

(※)第3号様式 →14ページへ

評価項目4<保護観察対象者等の雇用の状況>

評価基準

【4-①】 協力雇用主登録の有無

(実際の雇用の有無は問いません。)

- 登録あり…2点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
- 登録なし…加点なし

※4-②に該当する場合、重複しての加点はありません。

【4-②】 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無

- 雇用あり…20点加点(入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間に雇用のある場合)
- 雇用なし…加点なし

提出書類

【4-①及び4-②】 第4号様式 →15ページへ

評価項目5<環境に配慮した事業活動の状況>

評価基準

ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無

- 登録又は認証あり・・・20点加点(入札公告日又は募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合)
- 登録又は認証なし・・・加点なし

提出書類

登録証又は認証書の写し(2年又は3年毎更新)

評価項目6<人権意識の向上に係る取組の状況>

評価基準

自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無

(当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合が対象となります。)

【該当要件】

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて

自社の従業員に研修を実施した場合

- * 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とします。
- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とします。

●実施あり・・・20点加点(入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において実施のある場合)

●実施なし・・・加点なし

※ 当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、2ページの1(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録)において、申請時の取組内容がハラスメント対策に係るもののみである場合は、重複しての加点はありません。

提出書類

○第5号様式 →16ページへ

○添付書類(※)

(※)

① 自社内で実施した人権研修レジュメ (人権問題テーマを取り扱った研修であることが確認できるものであること)	
② 「該当要件①」に該当する場合	当該冊子・DVD等の表紙・目次の写し
③ 「該当要件③」に該当する場合	当該公共機関等及びその他団体実施の研修又は講座に参加したことが確認できる書類の写し (研修資料次第、参加証、領収証 等)
④ 「該当要件①～③」に該当するものうち、 その他団体に該当する場合	<ul style="list-style-type: none">当該団体が人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であることが確認できる書類の写し (設置要綱、総会資料、パンフレット、団体ホームページ掲載資料 等)当該団体が公共機関等から委託・後援・協力を受け、又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる書類の写し
⑤ 集合研修の場合	自社内での研修実施状況が分かる写真
e-ラーニング等、集合研修によらない場合	自社内での研修受講案内の写し

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業
登 録 証 書

殿

貴企業は、働きやすい職場づくりに取り組む奈良
県社員・シャイン職場づくり推進企業として登録したこ
とを証します

年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○

障害者雇用状況報告書

(国への報告義務のない事業者用)

事業者名

労働者の雇用状況

年 6月 1日現在

常用雇用労働者人数 (総数)	人				
うち障害者人数	人	内訳	身体障害者人数	知的障害者人数	精神障害者人数
			人	人	人

短時間労働者人数 (総数)	人				
うち障害者人数	人	内訳	身体障害者人数	知的障害者人数	精神障害者人数
			人	人	人

※記載要領

- ・入札公告日又は募集開始日直前の6月1日現在で作成してください。
- ・「常用雇用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の方。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方。

障害者とは

- ・原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級とされる「身体障害者」の方。
- ・障害者職業センター等により知的障害者と判定された「知的障害者」の方。
- ・精神保健福祉手帳の交付を受けている「精神障害者」の方。

のいずれかに
該当し、

1年を超えて雇用される見込みがあること、又は1年を超えて雇用されていること。

障害者職場実習実施に係る証明書

年 月 日

殿

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

実施事業所名又は所属名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日 (日間)
受入人数	名

※以下は、実習生の所属する特別支援学校、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

団体名
代表者名

印

保護観察対象者等雇用に関する証明書

年 月 日

奈良保護観察所長 殿

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

協力雇用主の登録の有無	有 無
登録した保護観察所名	保護観察所
年 月 日 から 年 月 日 の間 に雇用した者	保護観察の対象者 名
	更生緊急保護の対象者 名

添付書類:対象者の氏名・生年月日の判るもの 及び、上記期間における雇用を証明する資料
(雇用契約書の写し、賃金台帳の写し、出勤簿の写し等)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

奈良保護観察所長

印

人権研修実施報告書

事業者名

実施日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
研修の名称	
研修の目的	
研修テーマ	
講師	
研修方法 (講演・講義方式、グループ討議方式、e-ラーニング方式等)	
受講対象者	
受講人数	
受講者の感想 (主なもの)	
添付する資料 (以下添付資料①～⑤のうち今回提出するものに○を)	① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤
研修資料の入手先 (以下「該当要件」①及び③に該当する場合)	
記入者名及び連絡先 (記入内容についての問い合わせに対応できる方の名前及び連絡先)	

(参考) 該当要件

当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。

* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

※ 添付資料(①～⑤)

① 自社内で実施した人権研修レジュメ(人権問題テーマを取り扱った研修であることが確認できるものであること)	
② 上記「該当要件」①に該当する場合	当該冊子・DVD等の表紙・目次の写し
③ 上記「該当要件」③に該当する場合	当該公共機関等及びその他団体実施の研修又は講座に参加したことが確認できる書類の写し(研修資料次第、参加証、領収証等)
④ 上記「該当要件」①～③に該当するもののうち、その他団体に該当する場合	・当該団体が人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であることが確認できる書類の写し(設置要綱、総会資料、パンフレット、団体ホームページ掲載資料等) ・当該団体が公共機関等から委託・後援・協力を受け、又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる書類の写し
⑤ 集合研修の場合	自社内での研修実施状況が分かる写真
e-ラーニング等、集合研修によらない場合	自社内での研修受講案内の写し